

「派遣切り・期間切り」裁判の全面勝利をめざし、

労働者派遣法の抜本改正と有期労働契約の抜本的規制を求める決議

- 1 2011年3月11日午後2時46分、東北地方を中心に各地を襲った東日本大震災は、その後に続いた巨大な津波とともに、三陸沿岸各地を中心に壊滅的な被害を及ぼした。また、東京電力福島第1原子力発電所では、津波による電源喪失等により、原子炉と使用済み核燃料貯蔵プールの冷却機能が失われ、放射性物質の漏洩が続いている。

東日本大震災が直撃した地域の住民については、住居のみならず就業場所まで根こそぎ奪い去られた状況であり、これらの被災住民に対しては今後いかにして就労機会を保障していくかが大きな課題となっている。

また、地震による直接的な被害がなかった地域においても、東北や関東の企業が被災したことの影響による営業不振等を理由に、労働者が解雇・雇止めされるなどの事態が広がっており、2008年秋のリーマンショック後を上回る勢いで首切りと大量失業の嵐が吹き荒れかねない状況である。

さらに、東京電力福島第1原子力発電所では、原子炉や使用済み燃料貯蔵プールの冷却作業、電源の再設置などの作業に従事する労働者が、高濃度の放射線漏洩が続く現場で、線量のきちんとした測定や、労働環境の安全確認もなされないまま、栄養状態や睡眠環境の悪い状態で働くことを余儀なくされている。

- 2 いま、私たちは、東日本大震災の被災者の救援と地域の復興、被災地域における雇用を確保する取組に全力をあげるとともに、すべての原発労働者について安全衛生対策が万全にとられるよう要求していかなければならない。

また、被災地の労働者を含むすべての労働者の安心して働く権利を保障するためには、全国で継続している「派遣切り・期間切り」裁判で勝利し、非正規労働者の人間らしく働く権利を守る必要がある。

- 3 さらに、現状の労働者派遣法制や有期労働契約法制を放置すれば、東日本大震災により大きな被害を被った被災地の労働者を含む多くの労働者がさらに不安定な立場に追い込まれることになる。

2008年秋以降の製造業派遣における大量首切りを見る時、その弊害を取り除くためには、製造業派遣を全面禁止するより他に途はない。また、派遣先が見つかったから派遣元が登録者リストの中から適当な労働者を選んで労働契約を締結する登録型派遣についても、派遣元が雇用責任を果たさず、労働者に極めて不安定な地位を押しつけるものであるから、労働者保護の見地から全面的に禁止されるべきである。派遣労働者の派遣先の正社員との均等待遇をはかることも重要である。さらに、「労働条件は派遣の時と同一」との直接雇用みなし制度では、派遣先に直接雇用されても、正社員との大きな賃金格差が温存されるとともに、契約更新なしで雇止めされる危険がある。直接雇用みなし制度を実効あるものにするためには、直接雇用後の労働条件を「期間の定めのない

いもの」及び「派遣先の正社員と均等なもの」とすることが是非とも必要である。

有期労働契約に関しては、労働契約は直接・無期限が原則であることを確認するとともに、有期契約の締結事由を臨時的・一時的業務に限定し、違反した場合は無期契約が締結されたものとみなすことが必要である。また、有期労働契約は更新回数2回、利用可能期間1年を上限とし、違反した場合は無期契約が締結されたものとみなすこと、さらには、有期契約労働者を正社員と差別せず、両者に対して同一の条件の下で解雇権濫用法理＝整理解雇4要件の類推適用をすること、有期契約労働者と正社員との均等待遇を保障すること等の法規制を導入することが必須である。

- 4 自由法曹団は、東日本大震災の被災者を含むすべての労働者の働く権利を守るために、「派遣切り・期間切り」裁判の勝利に向けて全力を尽くし、労働者派遣法の抜本改正と有期労働契約の抜本規制を求めて、奮闘する決意である。

2011年5月23日

自由法曹団2011年5月研究討論集会